

令和3年度

第1回郡山市少年センター運営協議会



日 時 令和3年8月17日 (火)

10時00分～

場 所 総合福祉センター

5階 集会室

次 第

あいさつ

○運営協議会

1 開 会

2 委員紹介

3 副会長選任

4 議 事

(1) 報告事項

① 令和2年度少年センター事業報告について

② 令和3年度少年センター運営方針・事業計画について

(2) 協議事項

こども・若者を取り巻く環境の諸問題について

5 その他

6 閉 会

郡山市少年センター運営協議会委員一覧

令和3年7月1日現在

任期：令和2年7月25日～令和4年7月24日

役職	氏名	推薦団体名	備考
会長	さとう あきまさ 佐藤 晃正	郡山市補導員会	
委員	もんま くにゆき 門馬 邦行	福島県教育庁県中教育事務所	前任者解嘱により 令和3年5月6日付委嘱
委員	しらい ともこ 白井 智子	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	
委員	さとう しんや 佐藤 信也	郡山市小中学校長会	
委員	こみや すすむ 小宮 進	郡山市PTA連合会	前任者解嘱により 令和3年7月1日付委嘱
委員	さかい ひでかず 酒井 秀和	郡山警察署	前任者解嘱により 令和3年5月6日付委嘱
委員	むなかた かずみ 宗像 一美	郡山北警察署	
委員	つかだ かよ 塚田 佳代	福島家庭裁判所郡山支部	
委員	でん おれい 傳 お麗	郡山市青少年健全育成推進協議会	
委員	かんの はるひこ 菅野 晴彦	柳町自治会会長	
委員	いわた きょういち 岩田 教一	公募委員	

(敬称略)

令和2年度事業報告

1 活動実施状況

開催月日	名 称	出席者数	備 考
4/17～5/31	緊急事態宣言発出のため街頭補導活動を休止		新型コロナウイルス感染拡大防止
4月	さくらまつり特別補導	中止	
5/5	こどもまつり特別補導	中止	資料配付
5/22	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部第1回支部会・総会	中止	資料配付
6/19	「第3金曜日街頭補導強化の日」合同補導	中止	以降3月まで中止
6月	郡山市少年センター補導員研修会	中止	資料配付
6月	福島県少年センター連絡協議会総会	書面開催	
6月	第1回私学四高校生活指導連絡協議会	中止	資料配付
7/7・8	鬼子母神まつり特別補導	中止	
7/20	「少年を非行から守る日」広報活動	5人	郡山駅周辺 他
7月	夏休み特別補導	中止	
7月	「郡山市少年センターだより」第18号発行	中止	
8/17	第1回少年センター運営協議会	14人	総合福祉センター
8/20	「少年を非行から守る日」広報活動	中止	
8月	うねめ祭り特別補導	中止	
8月	ふくやま夢花火特別補導	中止	
8月	あさか野花火大会特別補導	中止	
9/27～29	秋祭り特別補導	中止	
9/30	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部第2回支部会	1人	ビッグパレットふくしま
10/20	「少年を非行から守る日」広報活動	中止	
10月	福島県少年センター連絡協議会補導員研修会	中止	資料配付
10月	鉄道利用乗車マナー向上に対するマナーアップ運動	中止	
10月	東北地区青少年補導センター連絡協議会定期総会並びに定期研修会	書面開催	
11/2	第2回私学四高等学校生活指導連絡協議会	中止	
11/14	郡山市青少年健全育成推進大会	2人	中央公民館
11月	「郡山市少年センターだより」第19号発行	中止	
12/24	クリスマス特別補導	4人	郡山駅周辺
12月	冬休み特別補導	中止	
1/6	七日堂参り特別補導	6人	如寶寺周辺(堂前町)
1/7	七日堂参り特別補導	3人	如寶寺周辺(堂前町)
1/20	「少年を非行から守る日」広報活動	中止	
1月	郡山市少年センター補導員研修会	中止	資料配付
2/20	「少年を非行から守る日」広報活動	中止	
2/24	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部第3回支部会	1人	郡山商業高校
3/18	第2回少年センター運営協議会	15人	ニコニコこども館
3月	「郡山市少年センターだより」第20号発行	中止	

2 街頭補導実施状況

(1) 年間実施状況

区分		午後	下校時	夜間	計	合計
実施日数						185 日
実施回数		108 回	47 回	32 回		187 回
従事員数	(男)	18 人	122 人	116 人	256 人	840 人
	(女)	482 人	101 人	1 人	584 人	
補導少年数	(男)	892 人	508 人	142 人	1,542 人	4,203 人
	(女)	1,695 人	809 人	157 人	2,661 人	

(2) 補導少年行為別・学識別状況

行為別	学識別	未就学 児童	在学少年					勤労 少年	無職 少年	計	合計
			小学生	中学生	高校生	大学生	専門学 校生等				
飲酒		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
喫煙		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
乱暴・けんか		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
怠学		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自転車二人乗り		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自転車無灯火		0	0	0	14	0	0	1	0	15	20
		0	0	0	5	0	0	0	0	5	
その他		0	0	0	14	0	5	3	0	22	36
		0	0	0	13	0	0	1	0	14	
小計		0	0	0	28	0	5	4	0	37	56
		0	0	0	18	0	0	1	0	19	
愛の一声		12	34	98	1,277	3	75	6	0	1,505	4,147
		13	29	201	2,348	4	43	4	0	2,642	
刑罰法令に 触れる行為		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要保護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		12	34	98	1,305	3	80	10	0	1,542	4,203
		13	29	201	2,366	4	43	5	0	2,661	

上段：男子 下段：女子

3 広報活動実施状況

実施月日	対 象	実 施 方 法	実 施 内 容	従事者数	回数	配布部数
7/20	一般市民	郡山駅前等の街頭において啓発広報チラシ配布	非行防止の10ポイントの呼びかけ	5人	1回	250部

4 環境浄化活動実施状況

実施月日	内 容	部数等
通年	有害図書を街頭補導活動時に回収	0冊
〃	ピンクチラシ等を街頭補導活動時に回収	0点

5 年度別街頭補導実施状況

年度別	実施日数	実施回数	従事補導員数	補導少年数	愛の一声
平成22年度	256	296	1,948	208	2,420
平成23年度	241	305	1,910	191	2,812
平成24年度	270	326	2,174	104	3,291
平成25年度	265	324	2,193	103	4,017
平成26年度	264	330	2,120	74	4,487
平成27年度	233	256	1,617	54	4,105
平成28年度	226	252	1,484	48	5,056
平成29年度	208	231	1,501	83	5,838
平成30年度	203	216	1,426	74	6,681
令和元年度	199	211	1,171	88	5,274
令和2年度	185	187	840	56	4,147

少年センター運営方針

1 補導活動の強化

青少年の健全育成と非行防止を図るため、補導活動の強化を図る

- (1) 情報や調査に基づく不良環境個所の点検分析
- (2) 未成年者入場禁止場所等の補導強化
- (3) 愛の一声運動の徹底
- (4) 特別補導（年中行事等）の強化
- (5) 補導員研修の充実強化
- (6) 他市少年センターとの連絡協調

2 社会環境浄化運動の推進

青少年をとりまく有害な社会環境の浄化活動を推進する

- (1) 薬物乱用防止運動の推進
- (2) 有害な図書・興行・広告物等追放活動の推進
- (3) 不良行為が起り易い「たまり場」解消の促進
- (4) 関係業者に対する協力要請
- (5) 非行防止・被害防止に対する住民意識の高揚

3 関係機関団体との連携強化

補導活動及び少年相談への対応のため、関係機関団体との連携を深め、協力体制の強化を図る

- (1) 関係行政機関及び関係団体との連携強化
- (2) 関係行政機関及び関係団体との懇談会、合同補導の実施

4 広報活動の推進

青少年の健全育成を図るため、市民への啓発活動の推進を図る

- (1) 広報紙、ポスター、チラシ等による啓発活動の推進
- (2) マスメディアを通しての啓発活動の推進

令和3年度事業計画

月	補導活動	研 修 ・ 会 議 等
4月	通常補導(毎月20回程度)	
5月		第1回県南地区高等学校生活指導協議会(中止) 郡山市補導員会総会(書面開催)
6月		福島県少年センター連絡協議会総会(書面開催)
7月		青少年健全育成市民総ぐるみ運動強調月間・ 啓発活動(広報活動等中止)
8月		第1回少年センター運営協議会
9月		第2回県南地区高等学校生活指導協議会
10月		東北地区青少年補導センター連絡協議会定期総会 福島県少年センター連絡協議会補導員研修会 郡山市補導員会視察研修
11月		福島県青少年健全育成推進大会 郡山市青少年健全育成推進大会
12月		青少年健全育成市民総ぐるみ運動強調月間・啓発活動
1月		郡山市少年センター補導員研修会
2月		第3回県南地区高等学校生活指導協議会 第2回少年センター運営協議会
3月		

年間 ・ 非行防止啓発活動 毎月20日 「少年を非行から守る日」

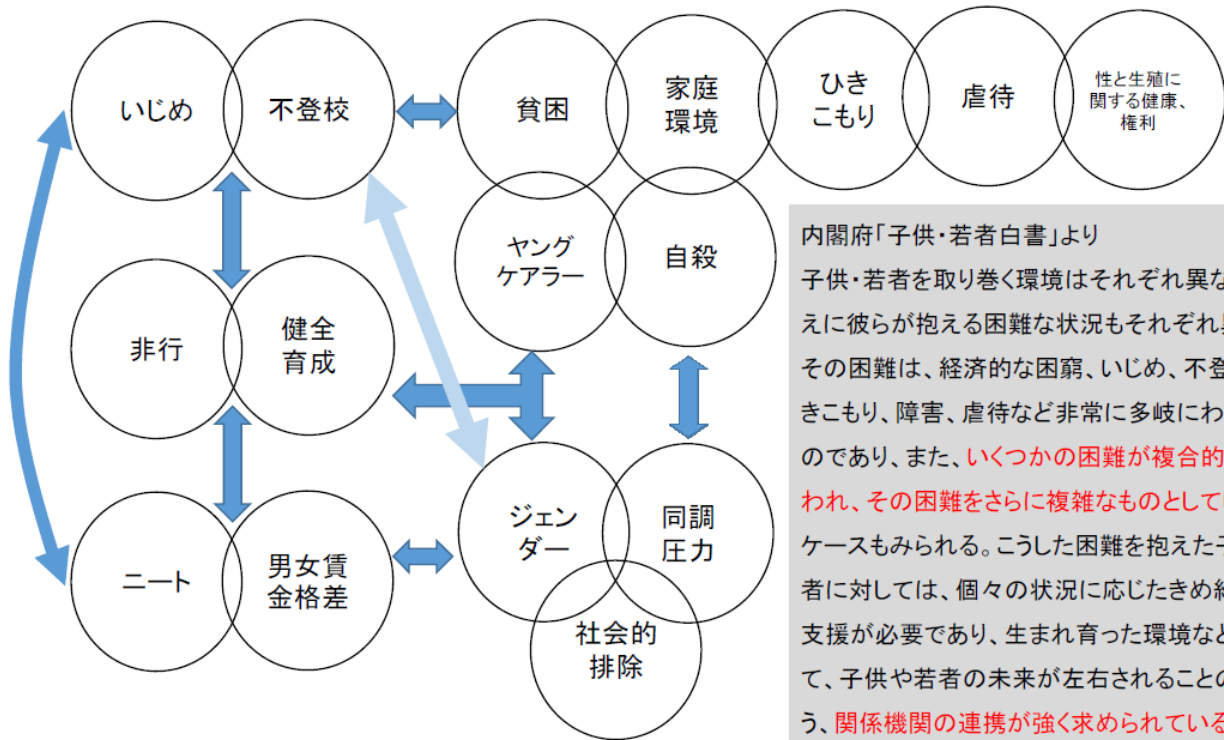
※ 当面の間中止

・ 警察との合同補導 毎月第3金曜日 「街頭補導活動強化の日」

※ 当面の間中止

- その他
- ・ 郊外の大型店舗等で補導を実施し、青少年の状況を確認する。
 - ・ 「少年センターだより」を発行し、活動状況の広報を行う。
 - ・ 郡山市内の高等学校の年間行事予定表を確認し、補導活動の参考とする。

(2) 協議事項 複雑化する子ども・若者を取り巻く環境の諸問題について



4 その他

○郡山市少年センター条例

昭和40年5月1日

郡山市条例第117号

改正 昭和42年7月20日郡山市条例第63号

昭和43年9月18日郡山市条例第39号

平成26年12月19日郡山市条例第45号

平成30年12月19日郡山市条例第69号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、少年の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	郡山市少年センター
位置	郡山市清水台一丁目6番1号

(平26条例45・平30条例69・一部改正)

(事業)

第3条 郡山市少年センター(以下「少年センター」という。)は、関係機関と緊密な連携を保ち、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) その他必要な事業

(平30条例69・一部改正)

(運営協議会)

第4条 少年センターの円滑な運営を図るため、郡山市少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会の委員は、おおむね10人とし、市長が任命又は委嘱する。

(補導員)

第5条 少年センターに補導員を置き、市長が委嘱する。

(職員)

第6条 少年センターに必要な職員を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、少年センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日の前日までに、従前の郡山市が、郡山市少年センター条例(昭和40年郡山市条例第11号)の規定により任命又は委嘱した運営協議会の委員及び補導員は、この条例の規定にかかわらず、新たに任命又は委嘱されるまでの間在任するものとする。

附 則(昭和42年郡山市条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年郡山市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第45号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年郡山市条例第69号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

郡山市少年センター条例施行規則

昭和52年12月2日

郡山市規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市少年センター条例（昭和40年郡山市条例第117号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第2項の運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 福祉関係機関の職員
- (2) 教育関係機関の職員
- (3) 警察司法関係機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 市の区域内に住所を有する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし可否同数のときは、会長が決する。

(補導員)

第5条 条例第5条に規定する補導員の定数を150名以内とする。

2 補導員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育団体関係者
- (3) 保護司等団体関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 補導員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に運営協議会の委員に委嘱又は任命されている者の任期については、第2条第2項の規定にかかわらず、昭和53年5月31日までとする。
- 3 この規則施行の際、現に補導員に委嘱されている者の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず、昭和54年6月30日までとする。

附 則（平成16年郡山市規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。